

令和 7 年 1 月 2 1 日招集

## 陸前高田市議会臨時会提出議案等

陸 前 高 田 市

陸 前 高 田 市 議 会 臨 時 会 提 出 議 案 等

| 番 号       | 件 名                         |
|-----------|-----------------------------|
| 報 告 第 1 号 | 損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について |
| 議 案 第 1 号 | 損害賠償の額を定めることについて            |
| 議 案 第 2 号 | 令和6年度陸前高田市一般会計補正予算（第7号）     |

報告第 1 号

損害賠償の額を定めることに関する専決処分の報告について

市公用車と民間車両の接触事故による損害賠償事件に関し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 1 月 21 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

陸前高田市専決第 7 号

専 決 処 分 書

市公用車と民間車両の接触事故による損害賠償事件に関し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

| 損害賠償の相手方 | 損害賠償の額          |
|----------|-----------------|
|          | 4 1 1 , 0 5 5 円 |

令和 6 年 1 2 月 1 9 日

陸前高田市長 佐々木 拓

## 議案第 1 号

### 損害賠償の額を定めることについて

市道の構造物が民間車両に損傷を与えた事故について、次のとおり損害賠償の額を定めるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 損害賠償の相手方

#### 2 損害賠償の額

196,939 円

令和 7 年 1 月 21 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

### 提案理由

市道小友米崎海岸線において、走行中の民間車両が、側溝のグレーチング上を通過した際に当該グレーチングが落下し、民間車両の車体右前部に損傷を与えた事故について、損害賠償の額を定めようとして提案するものである。